

教科書採択における参考資料

令和4年度徳島県教科用図書採択地区・教科書センター

令和4年4月現在

	採択地区名 ()市町村数	地 域		教科書センター保有教 設置市町村(設置場所)	備 考 (センター名)	住所 電話番号
		郡 市	市 町 村			
1	徳島・名東・名西 採択地区 (4)	徳島市 名東郡 名西郡	徳島市 佐那河内村 石井町・神山町	1 徳島市 (徳島市立図書館)	徳島教科書センター	〒770-0834 徳島市元町1-24 088-654-4421
2	鳴門採択地区 (1)	鳴門市	鳴門市	1 鳴門市 (鳴門市立図書館)	鳴門教科書センター	〒772-0011 鳴門市撫養町大桑島蛭子山49 088-685-0255
3	小松島・勝浦 採択地区 (3)	小松島市 勝浦郡	小松島市 勝浦町・上勝町	1 小松島市 (小松島市教育委員会)	小松島教科書センター	〒773-0006 小松島市横須町2-14 0885-32-3811
4	阿南採択地区 (1)	阿南市	阿南市	1 阿南市 (阿南市立那賀川図書館)	阿南教科書センター	〒779-1235 阿南市那賀川町苅屋308-1 0884-42-3111
5	吉野川採択地区 (1)	吉野川市	吉野川市	1 吉野川市 (吉野川市立川島図書館)	吉野川教科書センター	〒779-3303 吉野川市川島町桑村883-1 0883-25-3141
6	阿波採択地区 (1)	阿波市	阿波市	1 阿波市 (阿波市立市場図書館)	阿波教科書センター	〒771-1602 阿波市市場町市場字上野段212番 地2 088-696-3966
7	美馬採択地区 (2)	美馬市 美馬郡	美馬市 つるぎ町	1 美馬市 (美馬市立図書館)	美馬教科書センター	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字西分116-2 0883-52-9666
8	三好採択地区 (2)	三好市 三好郡	三好市 東みよし町	1 三好市 (池田小学校)	三好教科書センター	〒778-0001 三好市池田町ウエノ2379 0883-72-1241
9	那賀採択地区 (1)	那賀郡	那賀町	1 那賀町 (那賀町教育委員会)	那賀教科書センター	〒771-5203 那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 0884-62-1106
10	海部採択地区 (3)	海部郡	美波町・牟岐町 海陽町	1 牟岐町 (牟岐町立図書館)	海部教科書センター	〒775-0004 海部郡牟岐町大字川長字新光寺82 0884-72-2300
11	板野採択地区 (5)	板野郡	松茂町・北島町 藍住町・板野町 上板町	1 板野町 (徳島県立総合教育センター)	中央教科書センター	〒779-0108 板野郡板野町犬伏字東谷1-7 088-672-5000

教科書検定・採択の周期

◎：検定 △：採択 ○：使用開始 ◆：「道徳」検定 ▲：「道徳」採択 ●：「道徳」使用開始

年度		25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				△
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				◎
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		

※太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※小学校は無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度と同一の教科書を採択しなければならない。

※中学校は無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度に採択した教科書の使用開始年度にあたる。

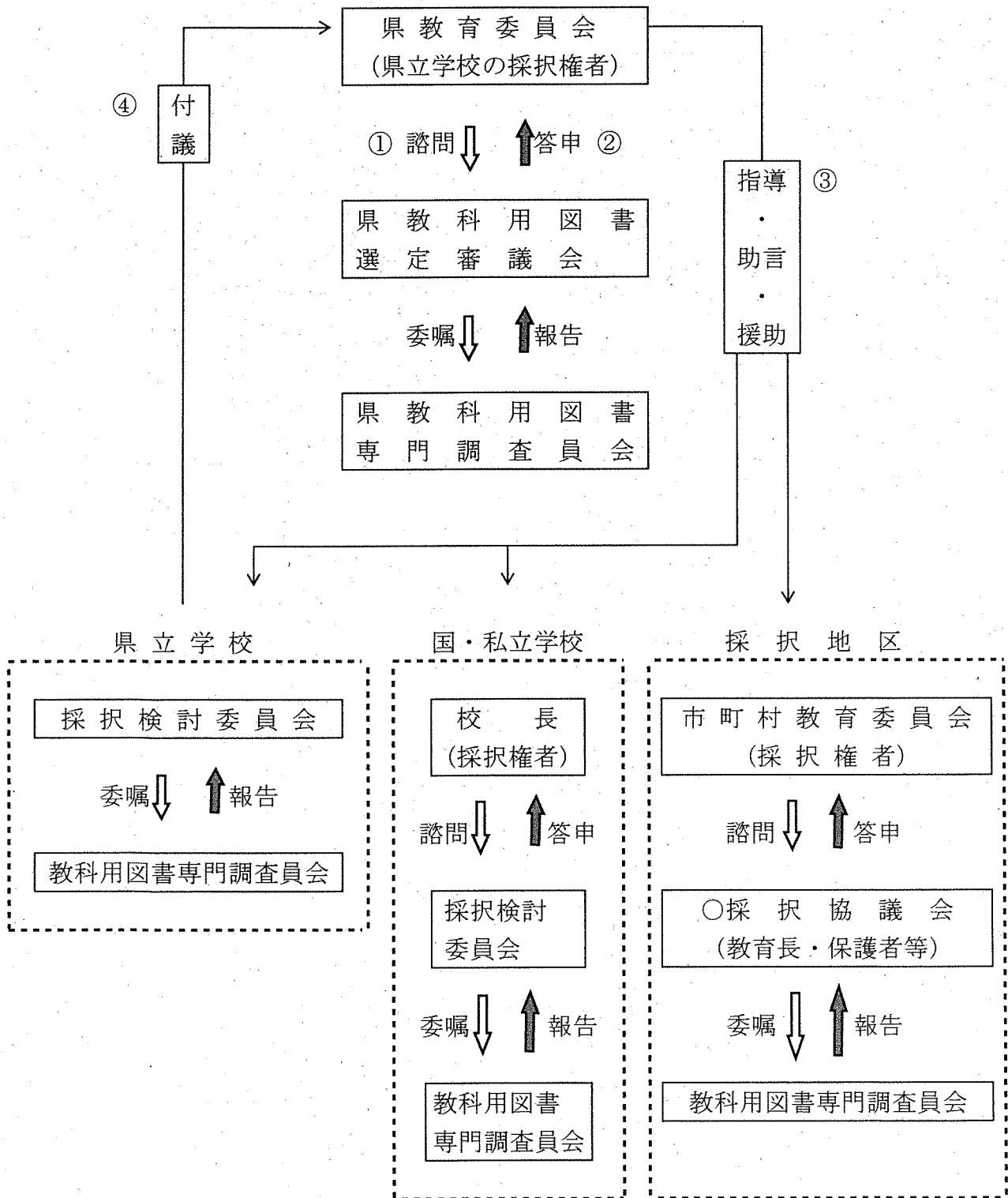
新学習指導要領 小学校：令和2年度から全面实施

中学校：令和3年度から全面实施

(注) ※小・中学校は原則として4年ごとに採択替えが行われる。

※特別支援学校・特別支援学級における教科用図書は毎年採択替えができる。

義務教育諸学校における教科書採択の関係図



令和5年度使用附則第9条教科用図書採択スケジュール

期日 (R4)	内 容
4月	<p>○4/22(金) 定例教育委員会付議(基本方針, 選定審委員, 諮問事項)</p> <p style="text-align: center;">↓ ①諮問</p>
5月	<p>○5月9日(月) 第1回教科用図書選定審議会(採択基準, 調査研究の方法等審議)</p> <p>○5月16日(月) 県教科用図書(附則第9条教科書) 専門調査員会(専門調査)</p>
6月	<p>○6月8日(水) 第2回教科用図書選定審議会(選定資料完成)</p> <p style="text-align: center;">↓ ②答申</p> <p>○定例教育委員会(選定資料付議)</p> <p style="padding-left: 20px;">※各採択地区, 国立・県立の特別支援学校へ送付</p>
7月	<p style="text-align: center;">↓ ③指導・助言・援助</p> <p>○各採択地区・各特別支援学校(選定資料をもとに調査開始)</p> <p>○各採択地区・各特別支援学校(調査終了・採択)</p> <p>○市町村教育委員会(県へ採択結果報告完了)</p>
8月	<p>○定例教育委員会(県内採択地区・特別支援学校教科書採択結果報告)</p> <p>○採択終了</p>
9月	

令和5年度使用教科用図書等の「見本」本の展示会場

文部科学省検定済み教科書等を次の11会場で展示します。

展示期間：6月1日から7月18日までのいずれかの14日間

	教科書センター	設置場所	開館時間	休館日
1	中央	県立総合教育センター 平日：2階教科書センター 土日：1階マナビィセンター	9時～17時	
2	徳島	徳島市立図書館	9時～21時	毎月第1火
3	小松島	小松島市教育委員会	9時～17時	土・日
4	鳴門	鳴門市立図書館 1階	9時～19時	火
5	阿南	阿南市立那賀川図書館	10時～18時	月
6	那賀	那賀町教育委員会	9時～17時	土・日
7	海部	牟岐町立図書館	10時～18時	月
8	吉野川	吉野川市立川島図書館	10時～18時	水
9	阿波	阿波市立市場図書館	9時～19時	月
10	美馬	美馬市立図書館	9時～17時	土・日
11	三好	三好市立池田小学校	9時～17時	土・日

問合せ先 県教育委員会学校教育課 (Tel 088-621-3136)

**県立高等学校・県立中等教育学校[後期課程]・県立特別支援学校高等部
における教科書採択について**

1 県教育委員会が採択を行う根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第二十一条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

2 採択の方法

「令和5年度使用教科用図書展示・採択実施要綱」に基づく。

3 採択の流れ

月	各学校	県教育委員会（採択権者）
4	<p>①令和5年度使用高等学校用教科用図書選定のための調査研究開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領 ・徳島教育大綱 ・育成を目指す資質・能力に関する方針 <p>教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき実施</p>	<p>②令和5年度使用高等学校用教科用図書採択調査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正・副委員長任命（4月中旬）
5	<p>↓</p> <p>・学校評議委員等の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採択調査委員の任命（5月中旬） ・第1回採択調査委員会調査開始（5月20日まで） ・第2回採択調査委員会調査結果とりまとめ（6月21日まで） ・各学校へ調査結果の通知（6月末）
6		
7	<p>③学校長による選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会へ採択希望報告（7月30日まで） 	<p>令和5年度使用高等学校用図書採択における教科書展示会（教育委員会定例会終了後30分程度）</p>
8		<p>④県教育委員会に附議・審議・採択決定</p>
9		<p>⑤各学校へ採択決定通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省への教科書需要数報告

教科書採択関係法令等

【学校教育法】

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

②～④ (略)

⑤ 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

第82条 第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、第84条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

附則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

【学校教育法施行規則】

第131条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第139条

前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】

(都道府県の教育委員会の任務)

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令】

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第7条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第8条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第9条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
 - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
 - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となること
ができない。

(教育委員会規則への委任)

第10条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択の時期)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

【徳島県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例(昭和39年3月21日条例第58号)】

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項の規定に基づき設置された徳島県教科用図書選定審議会の委員の定数は、20人とする。

【徳島県教科用図書選定審議会規則(昭和39年3月28日教育委員会規則第2号)】

(会長及び副会長)

第2条 選定審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 選定審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第6条 選定審議会に、教科用図書の専門的な調査研究を行なわせるために、教科用図書専門調査員(以下「調査員」という。)を置く。

2 調査員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 小学校、中学校、特別支援学校の校長及び教員

二 教育委員会の事務局の指導主事

【教科書の発行に関する臨時措置法施行規則】

第5条 教科書展示会は、6月1日から7月31日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもってこれを行う。

平成28年4月1日

教科書採択の公正確保の徹底等に関する留意事項

徳島県教育委員会教育長

(1) 教科用図書選定審議会委員又は調査員の選任について

- ①教科書採択において、教科書の著作・編集者及び教師用指導書の執筆者等直接の利害関係を有する者を選任しない。
- ②教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しない。
- ③上記①、②のため、選定審議会委員や調査員等の選任に当たっては、著作編集関係者名簿等を確認するとともに、教科書発行者との関係について、聴取又は自己申告を求めることとする。

(2) 教科書見本の取扱いについて

- ①教育委員会関係者若しくは教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者は、教科書発行者に対して、文部科学省が定める教科書見本の種類・部数をこえる教科書見本の献本又は貸与を求めてはならない。

(3) 過大な宣伝行為等への対処について

- ①教育委員会関係者及び学校関係者が教科書発行者から教科書の宣伝行為を個別に受ける際は、文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に対して求めてはならない。さらに、教科書発行者から申し出があった場合にも、その申し出を明確に断ること。
- ②外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な教科書採択を行うこと。
- ③教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保に努めること。
- ④過大な宣伝行為その他外部からの不当な働きかけ等により教科書採択の公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるとともに、速やかに県教育委員会に報告すること。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- ①検定申請本は、教科書発行者に対し、その内容について厳格な情報管理が求められているものである。そのため、教育委員会関係者及び教員等の学校関係者は、それを閲覧してはならない。
- ②検定申請本についての内容を知り得る立場にある者は、教科書採択に関与してはならない。

(5) 教科書発行者との関係について

- ①教員等が教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者から意見を聴取される場合でも、健全かつ適切な関係を保つようにすること。
 - ・教員等が教科書発行者から意見を求められた時は、事前に管理職に申し出て許可を得るものとする。
 - ・管理職は教員から申し出があった場合には、その日時・目的を確認するとともに、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つように指導すること。また、校内において面会する場合には、可能な限り管理職等が同席すること。
 - ・金銭等は絶対に受け取らないようにすること。
- ②教員等が法令に違反して、教科書発行者に対して不適切な行為に関与し、または荷担した場合には、懲戒処分を含めて厳正に対処する。

(6) 文部科学省に対する情報提供について

- ①教員等は教科書発行者による不適切な行為を確認した場合は、学校長に対して直ちに報告をすること。
- ②報告を受けた学校長は、公立学校においては、市町村教育委員会を通じて県教育委員会に、県立学校においては、県教育委員会に速やかに報告をすること。
- ③報告を受けた県教育委員会は、文部科学省に速やかに情報提供をする。

3文科初第2695号
令和4年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について (通知)

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和3年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和4年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2.留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体的な審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和3年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(2) 教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（令和4年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（令和4年3月31日付け3文科初第2691号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和2年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
 - ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
 - ・ 令和2年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
 - ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。
ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。
 - 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
 - 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。
- (3) 過大な宣伝活動等への対処について
- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
 - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
 - ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
 - ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。
- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
- 教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和3年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
 - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
 - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
 - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷

担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採用することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採用・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容

易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
 - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付けたりする。
- ③レイアウトに関する取組
 - ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
 - ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

3. 令和4年度の教科書採択における留意事項について

令和4年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小・中学校用教科書について

令和4年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

3年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

令和4年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(3) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について

上記(1)、(2)にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和3年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(4) 高等学校用教科書について

令和4年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録(令和5年度使用)に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(5) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(6) その他

令和4年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

○ 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は、以下のURLを参照のこと。

<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code220203.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03 (5253) 4111 内線 2576

令和3年度教科書採択関係状況調査（公立高等学校）調査結果

(令和4年3月)

- 調査期間 : 令和3年10月6日から11月4日
回答者 : 全ての都道府県教育委員会
調査項目 : 令和3年度に行った、令和4年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。
(単位はすべて「%」)

- 1 採択事務のスケジュール等について
 - 1-1 採択の決定時期等について
 - 1-2 採択権限の行使方法について
 - 1-3 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について
 - 1-4 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について
- 2 採択に当たっての調査研究について
 - 2-1 都道府県の教科用図書選定審議会の委員
 - 2-2 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究
 - 2-3 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について
- 3 採択に係る資料の公表等について
 - 3-1 都道府県教育委員会における公表について
 - 3-2 市町村教育委員会における公表について
- 4 教科書見本の取り扱いについて
 - 4-1 教育長及び教育委員（教育委員等）への教科書見本の提供について
 - 4-2 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について
 - 4-3 市町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について
- 5 教科書展示会の会場数及び来場者数について
- 6 図書館等への教科書の整備について
 - 6-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について
 - 6-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について
- 7 採択に関する公正確保について
 - 7-1 都道府県教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について
 - 7-2 市町村教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

1 採択事務のスケジュール等について

1 - 1 採択の決定時期等について

1 - 1 - 1 都道府県立（※）の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 7月31日以前	2	4.3
② 8月1日～8月16日	5	10.6
③ 8月17日～8月31日	21	44.7
④ 9月1日～9月16日	13	27.7
⑤ 9月17日～9月30日	1	2.1
⑥ 10月1日～10月16日	1	2.1
⑦ 10月17日以降	4	8.5

※全国の47都道府県について

1 - 1 - 2 市町村立（※）の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 7月31日以前	57	53.3
② 8月1日～8月16日	12	11.2
③ 8月17日～8月31日	30	28.0
④ 9月1日～9月16日	3	2.8
⑤ 9月17日～9月30日	0	0.0
⑥ 10月1日～10月16日	0	0.0
⑦ 10月17日以降	5	4.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村

1 - 1 - 3 都道府県（※）の教育委員会が設定する、市町村教育委員会による需要数報告の期限

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 7月31日以前	11	33.3
② 8月1日～8月16日	9	27.3
③ 8月17日～8月31日	6	18.2
④ 9月1日～9月16日	4	12.1
⑤ 9月17日～9月30日	0	0.0
⑥ 10月1日～10月16日	0	0.0
⑦ 10月17日以降	1	3.0
⑧ 特段設けていない。	2	6.1

※市（区）町村立高等学校を設置する市（区）町村の所在する33都道府県について

1 - 2 採択権限の行使方法について

1 - 2 - 1 都道府県（※）の教育委員会における採択権限の行使方法

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	21	44.7
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	10	21.3
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	6.4
④ 教育長の専決により教科書を採択している。	12	25.5
⑤ その他	1	2.1

※全国の47都道府県について

1 - 2 - 2 市町村（※）の教育委員会における採択権限の行使方法

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	96	89.7
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	4	3.7
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	0	0.0
④ 教育長の専決により教科書を採択している。	3	2.8
⑤ その他	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 3 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1 - 3 - 1 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	0	0.0
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している。	2	4.3
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している。	44	93.6
④ その他の方法で採択希望を聴取している。	1	2.1

※全国の47都道府県について

1 - 3 - 2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 行った。	44	93.6
② 行わなかった。	0	0.0
③ 行わなかったが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の形式的な確認のみを行った。	3	6.4

※全国の47都道府県について

1 - 3 - 3 各学校が教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合（※）の観点について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	22	46.8
② 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	34	72.3
③ 選定理由	42	89.4
④ その他	5	10.6

※（1-3-2）において①を選択した44都道府県

1 - 3 - 4 各学校が教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合（※）の採択結果について

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合（％）
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	43	97.7
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0.0
③ 未回答（採択の時期が本調査以降であるため）	1	2.1

※（1-3-2）において①を選択した44都道府県

1 - 4 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1 - 4 - 1 市町村(※)の教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合(%)
① 各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	1	0.9
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している。	6	5.6
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している。	96	89.7
④ その他の方法で採択希望を聴取している。	4	3.7

※市(区)町村立高等学校を設置する107市(区)町村について

1 - 4 - 2 各学校が市町村(※)の教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合(%)
① 行った。	97	90.7
② 行わなかった。	3	2.8
③ 行わなかったが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の形式的な確認のみを行った。	6	5.6
④ 未回答	1	0.9

※市(区)町村立高等学校を設置する107市(区)町村について

1 - 4 - 3 各学校が市町村の教育委員会に希望を提出していることを受けて審査を行う場合(※)の観点について(複数回答可能)

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合(%)
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	30	30.9
② 市町村の教育目標・方針への適合性	58	59.8
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	72	74.2
④ 選定理由	81	83.5
⑤ その他	3	3.1

※1-4-2について①と回答した97市町村教育委員会について

1 - 4 - 4 各学校が市町村の教育委員会に希望を提出していることを受けて審査を行った場合(※)の採択結果について

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	97	100
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0

※1-4-2について①と回答した97市町村教育委員会について

2 採択に当たった調査研究について

2 - 1 都道府県の教科用図書選定審議会の委員

		合計	内訳						
			保護者	校長	教諭等 (校長を除く)	教育長	教育委員	教育委員会 事務局職員	その他
① 都道府県の教科用図書 選定審議会の委員	(人)	584	51	111	92	64	39	134	93
	(%)	100	8.7	19.0	15.8	11.0	6.7	22.9	15.9
② 都道府県の教科用図書 選定審議会の調査員	(人)	858	0	8	607	1	5	231	6
	(%)	100	0.0	0.9	70.7	0.1	0.6	26.9	0.7

※高等学校で使用する教科書の調査研究に当たっては、教科用図書選定審議会以外の調査組織を運営している都道府県もある。

2 - 2 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究

2 - 2 - 1 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に当たっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合 (%)
① 教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	24	51.1
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	1	2.1
④ その他の方法で調査研究組織を設置（下欄に具体的に御記入ください。）	2	4.3

2 - 2 - 2 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合 (%)
① 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	44	93.6
② 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない	3	6.4

2 - 2 - 3 都道府県（※）の教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	33	75.0
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	19	43.2
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	40	90.9
④ 各教科書の説明等の理解しやすさ	28	63.6
⑤ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	29	65.9
⑥ 各教科書の使いやすさや見やすさ	28	63.6
⑦ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	17	38.6
⑧ その他の観点や基準（下欄にその理由を御記入ください。）	9	20.5

※2-3-2で①と回答した44の都道府県教育委員会について

2 - 2 - 4 都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合（※）に、その基準を各学校に示しているかについて

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 採択に関する基準を示した。	43	97.7
② 採択に関する基準を示さなかった。	0	0.0
③ 未回答	1	2.3

※2-2-2で①と回答した44の都道府県教育委員会について

2 - 3 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について

2 - 3 - 1 市町村立高等学校で使用する教科書の採択に当たっての調査研究組織体制について (複数回答可能)

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合 (%)
① 教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	7	6.5
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	97	90.7
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	0	0.0
④ その他の方法で調査研究組織を設置	4	3.7

※市(区)町村立高等学校を設置する107市(区)町村について

2 - 3 - 2 市町村立(※)の高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合 (%)
① 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	79	73.8
② 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	28	26.2

※市(区)町村立高等学校を設置する107市(区)町村について

2 - 3 - 3 市町村教育委員会が採択に関する基準を設けている場合(※)に、その項目について (複数回答可能)

	市町村 教育委員会数	全体(※)に 占める割合 (%)
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	52	65.8
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	29	36.7
③ 市町村の教育目的・方針への適合性	46	58.2
④ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	65	82.3
⑤ 各教科書の説明等の理解しやすさ	52	65.8
⑥ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	53	67.1
⑦ 各教科書の使いやすさや見やすさ	54	68.4
⑧ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	35	44.3
⑨ その他の観点や基準(下欄にその理由を御記入ください。)	3	3.8

※2-3-2で①と回答した79市町村教育委員会について

2 - 3 - 4 市町村教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その基準を各学校に示しているかについて

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 採択に関する基準を示した。	74	93.7
② 採択に関する基準を示さなかった。	5	6.3

※2-3-2で①と回答した79市町村教育委員会について

3 採択に係る資料の公表等について

3 - 1 都道府県教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
			ホームページ	情報センター等	その他	静かな採択環境を確保	請求があれば開示	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	19	28	14	5	3	5	17	6
	40.4 (%)	59.6 (%)						
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	13	34	9	2	2	6	18	10
	27.7 (%)	72.3 (%)						
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	37	10	28	10	4	0	10	0
	78.7 (%)	21.3 (%)						
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	17	30	9	8	1	5	23	2
	36.2 (%)	63.8 (%)						
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	28	19	28	1	0	5	6	8
	59.6 (%)	40.4 (%)						

3 - 2 市町村教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）				非公表の理由		
			ホームページ	情報センター等	都道府県教育委員会が公表	その他	静かな採択環境を確保	請求があれば開示	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	34	73	23	14	1	1	24	26	23
	31.8 (%)	68.2 (%)							
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	30	77	16	15	1	1	22	36	19
	28 (%)	72 (%)							
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	55	52	41	17	1	2	13	32	7
	51.4 (%)	48.6 (%)							
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	40	67	25	14	1	4	15	42	10
	37.4 (%)	62.6 (%)							
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	56	51	46	12	1	4	13	30	8
	52.3 (%)	47.7 (%)							

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

4 教科書見本の取り扱いについて

4 - 1 教育長及び教育委員（教育委員等）への教科書見本の提供について

4 - 1 - 1 都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	1	2.1
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	28	59.6
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	10	21.3
④ 見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	4	8.5
⑤ その他（下欄に具体的に御記入ください。）	9	19.1

4 - 1 - 2 市町村教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	2.8
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	66	61.7
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	55	51.4
④ 見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	33	30.8
⑤ その他（下欄に具体的に御記入ください。）	11	10.3

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

4 - 2 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 教科書見本の送付部数限度は適切である。	39	83.0
② 教科書見本の送付部数限度は多い。	5	10.6
③ 教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4

4 - 3 市町村教育委員会（※）における教科書見本の送付部数限度について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 教科書見本の送付部数限度は適切である。	100	93.5
② 教科書見本の送付部数限度は多い。	3	2.8
③ 教科書見本の送付部数限度は少ない。	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

5 教科書展示会の会場数及び来場者数について

	法定展示会 会場数
① 貴都道府県域内において開催された法定展示会の会場数の総数	1125
② 来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	872
→来場者数の延べ数（概数）	43279
③ 来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	233

6 図書館等への教科書の整備について

6 - 1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（％）
① 教科書センターで閲覧等に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7
② 学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	2	4.3
③ 公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	11	23.4
④ 特に整備していない。	1	2.1

6 - 2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	8	7.5
② 公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	64	59.8
③ 特に整備していない。	106	99.1

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

7 採択に関する公正確保について

7 - 1 都道府県教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100.0
② ①以外に教科書採択の公正確保のための措置を行った。	12	25.5
③ 特に措置を行っていない。	0	0.0

7 - 2 市町村教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（％）
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	100	93.5
② ①以外に教科書採択の公正確保のための措置を行った。	13	12.1
③ 特に措置を行っていない。	0	0.0

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

採択関係状況調査結果（国立・私立高等学校）

※割合は四捨五入のため合計した際に100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1 採択の決定時期等について

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合 （※1）（%）	学校数（校）	全体に占める割合 （※2）（%）
① 7月31日以前	19	90	1114	88.6
② 8月1日～8月16日	1	5	53	4.2
③ 8月17日～8月31日	1	5	42	3.3
④ 9月1日～9月16日	0	0	11	0.9
⑤ 9月17日～9月30日	0	0	8	0.6
⑥ 10月1日～10月16日	0	0	0	0.0
⑦ 10月17日以降	0	0	29	2.3

※1 国立高等学校は合計21校が回答

※2 私立高等学校は合計1257校が回答

1-2 教科書の採択方法について

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合 （※1）（%）	学校数（校）	全体に占める割合 （※2）（%）
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	23.8	123	9.8
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0	25	2.0
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	16	76.2	1049	83.5
④ 特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0	30	2.4
⑤ その他	0	0	30	2.4

※1 国立高等学校は合計21校が回答

※2 私立高等学校は合計1257校が回答

2

採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成		作成なし	未回答
			公表	非公表		
① 採択基準	国立	21 (校) (100)	8 (校) (38.1)	5 (校)	13 (校) (61.9)	0 (校) (0)
				3 (校)		
	私立	1257 (校) (100)	310 (校) (24.7)	146 (校)	939 (校) (74.7)	8 (校) (0.6)
				164 (校)		
② 選定関係資料	国立	21 (校) (100)	9 (校) (42.9)	7 (校)	12 (校) (57.1)	0 (校) (0)
				2 (校)		
	私立	1257 (校) (100)	322 (校) (25.6)	147 (校)	928 (校) (73.8)	7 (校) (0.6)
				175 (校)		
	属性	合計	公表		非公表	未回答
③ 採択結果	国立	21 (校) (100)	16 (校) (76.2)		5 (校) (23.8)	0 (校) (0)
			私立	1257 (校) (100)	366 (校) (29.1)	
④ 採択理由	国立	21 (校) (100)			16 (校) (76.2)	
			私立	1257 (校) (100)	186 (校) (14.8)	

※括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す

採択関係状況調査結果（公立中学校）

調査期間：令和3年10月6日から11月4日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：令和3年度における、無償措置法第14条及び同法施行規則第6条第3号により可能であった採択替えについて
※表中の割合は四捨五入のため合計したときに100%にならない可能性があります。

1 採択替えを行うか否かの判断について

1-1 都道府県教育委員会において採択替えを行ったかについて

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	0	0.0
③ 採択替えを行わなかった。（※1）	44	93.6
④ 未回答（※2）	3	6.4
⑤ 合計	47	100.0

※1 ③には都道府県立の公立中学校等がない4都道府県も含まれている。

※2 ④の3都道府県は都道府県立の公立中学校等がないことから未回答。

1-2 都道府県教育委員会において採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった 図書についての調査研究の結果	36	90.0
② 令和2年度における採択の理由	31	77.5
③ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に 都道府県教育委員会において行った調査研究の結果を含む。）	32	80.0
④ その他	5	12.5

※1-1 ③のうちにおいて採択替えを行うか否かの判断を行った40都道府県

1-3 市町村教育委員会において採択替えを行ったかについて

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	0	0.0
③ 採択替えを行わなかった。	1740	100.0

※R2年度調査において回答のあった市町村教育委員会は1747市町村教育委員会、平成30年度調査においては1742市町村教育委員会

1-4 市町村教育委員会において採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった 図書についての調査研究の結果	1226	70.5
② 都道府県教育委員会において行った令和2年度に発行された図書についての調査 研究の結果	937	53.9
③ 令和2年度における採択の理由	1317	75.7
④ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に 市町村教育委員会において行った調査研究の結果を含む。）	1400	80.5
④ 市町村教育委員会において行った、新たに発行されることとなった 図書についての調査研究の結果	726	41.7
④ その他	143	8.2

2 採択に係る資料の公表について

2- 1 都道府県教育委員会における公表について

① 都道府県教育委員会が作成する調査研究資料(※1)	公表	38 (80.9)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	29	38
				情報センター等	18	
				その他	1	
	非公表	9 (19.1)	非公表の理由	静かな採択環境を確保	1	9
				請求があれば開示	8	
				その他	0	
② 都道府県立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果(※2)	公表	29 (72.5)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	24	11
				情報センター等	8	
				その他(※3)	4	
	非公表(※3)	11 (27.5)	非公表の理由	静かな採択環境を確保	1	
				請求があれば開示	7	
				その他(※3)	3	
③ 都道府県立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果の理由(※2)	公表	20 (50)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	15	20
				情報センター等	6	
				その他	3	
	非公表(※3)	20 (50)	非公表の理由	静かな採択環境を確保	1	
				請求があれば開示	16	
				その他(※3)	3	
④ 都道府県立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録(※2)	公表	24 (80)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	23	16
				情報センター等	2	
				その他	0	
	非公表(※3)	16 (20)	非公表の理由	静かな採択環境を確保	3	
				請求があれば開示	10	
				その他(※3)	3	

※1 都道府県立の公立中学校等の有無にかかわらず全47都道府県

※2 都道府県立の公立中学校等がない7都道府県を除く

※3 資料を作成していない1都道府県も含まれる

2- 2 市町村教育委員会における公表について

① 市町村教育委員会が作成する調査研究資料	公表	411 (23.6)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	211	411
				都道府県教育委員会が公表	3	
				採択地区協議会の事務局を務める	151	
				その他	24	
	非公表	1328 (76.4)	非公表の理由	静かな採択環境を確保	249	
				請求があれば開示	776	
				その他	302	
	未回答	1 (0.1)		未回答	1	
② 市町村立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果	公表	937 (53.9)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	588	937
				情報センター等	118	
				都道府県教育委員会が公表	268	
				採択地区協議会の事務局を務める	192	
				その他	34	
	非公表	802 (46.1)	非公表の理由 (複数回答あり)	静かな採択環境を確保	164	
				請求があれば開示	538	
				その他	115	
	未回答	1 (0.1)				
③ 市町村立中学校で使用する教科書の採択替えに関する検討結果の理由	公表	629 (36.2)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	378	629
				情報センター等	108	
				都道府県教育委員会が公表	30	
				採択地区協議会の事務局を務める	194	
				その他	41	
	非公表	1110 (63.8)	非公表の理由	静かな採択環境を確保	190	
				請求があれば開示	776	
				その他	134	
	未回答	1 (0.1)				
④ 市町村立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会又は採択地区協議会の議事録	公表	644 (37.0)	公表の方法、時期 (複数回答可)	ホームページ	426	644
				情報センター等	110	
				都道府県教育委員会が公表	4	
				採択地区協議会の事務局を務める	205	
				その他	25	
	非公表	1095 (63.0)	非公表の理由	静かな採択環境を確保	216	
				請求があれば開示	748	
				その他	130	
	未回答	1 (0.1)		未回答	1	

※一部市町村について非公表理由の回答なしのため、非公表とした市町村数と理由の合計が合わない場合がある。

※非公表の理由について、複数回答不可としたものの、複数回答していた市町村があるため非公表とした市町村数と理由の合計が合わない場合がある。

3 都道府県教育委員会における調査研究について(複数回答可能)

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合(%)
① 特徴や留意点のみを記述した資料を作成した。	41	87.2
② 観点別の評定を付した資料を作成した。	4	8.5
③ 総合的な評定を付した資料を作成した。	3	6.4
④ その他	4	8.5

採択関係状況調査結果（国立／私立中学校）

※割合は四捨五入のため合計したときに100%にならない可能性があります。
 ※77の国立中学校、680の私立中学校が回答

1 採択替えを行うか否かの判断について

1-1 採択替えを行ったかについて

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合（%）	学校数（校）	全体に占める割合（%）
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0	42	6.2
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	2	2.6	22	3.2
③ 採択替えを行わなかった。	75	97.4	616	90.6

1-2 採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	学校数（校）	全体に占める割合（%）	学校数（校）	全体に占める割合（%）
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	28	36.4	52	7.6
② 都道府県教育委員会において行った令和2年度に発行された図書についての調査研究の結果	26	33.8	40	5.9
③ 令和2年度における採択の理由	61	79.2	428	62.9
④ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に貴校において行った調査研究の結果を含む。）	54	70.1	321	47.2
⑤ 貴校において行った、新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	30	39.0	192	28.2
⑥ その他	0	0.0	19	2.8

2

採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成		作成なし	未回答
			公表	非公表		
① 選定関係資料	国立	77校	53校 (68.9)	32校 21校	24校 (31.1)	0校 (0)
	私立	680校	176校 (25.9)	64校 112校	495校 (72.8)	9校 (0.01)
② 採択替えに関する検討結果	国立	77校	21校 (27.2)		56校 (72.8)	0校 (0)
	私立	680校	102校 (15.0)		535校 (78.7)	43校 (6.3)
③ 採択替えに関する検討結果の理由	国立	77校	19校 (24.7)		58校 (75.3)	0校 (0)
	私立	680校	60校 (8.8)		576校 (84.7)	44校 (6.4)

※括弧内は合計体に占める割合（%）を示す。

別添通知

3 文科初第 2691 号
令和 4 年 3 月 31 日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

(公印省略)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組を続けていくことが不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

については、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。
- 令和4年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小・中学校用教科書]

- ・ 令和4年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記の部数を上限として教科書見本を送付することができる。

・ 都道府県教育委員会	:	15部
・ 指定都市教育委員会	:	17部
・ 中核市，特例市，特別区教育委員会	:	8部
・ その他の市町村教育委員会	:	5部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1部
・ 教科書センター	:	2部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和3年度に検定を経た教科書の見本

・ 都道府県教育委員会	:	6部
・ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会	:	原則 1部
・ 高等学校に置かれる課程	:	原則 1部

(全日制・定時制・通信制)

・教科書センター

1部

- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に1部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とする。

◇ 令和2年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和3年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和3年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 令和3年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和3年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に1部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること(ただし、職業に関する教科については、各1部を送付することとして差し支えない。)
また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。
- ・ 上記を除き、採択関係者(教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。)への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと(採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。)
特に、令和2年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。
- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、

教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。

また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。

- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日（教科書センターには5月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体的手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 平成29年度及び令和3年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である4月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあつては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（検定申請本の取扱いについて）

令和4年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
- ・ 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（過大な宣伝活動等について）

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであると問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

（不当な利益供与の禁止について）

採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

○ 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。

○ 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表するとともに、事案の内容に応じて、必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。

なお、検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03(5253)4111 内線 2576

3 初 教 科 6 3 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
安 井 順 一 郎

(公印省略)

令和 5 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 4 年 3 月 31 日付け 3 文科初第 2695 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小・中学校用教科書の採択について

令和4年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒の教科書については、高等学校新学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができること。

(3) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

- (ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
 - (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
 - (オ) 別途送付している「令和4年度用一般図書契約予定一覧について」(令和4年2月16日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。
なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。
- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、供給可能であるかどうかを、令和4年度中に、十分に確認しておくこと。
なお、令和5年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和4年3月31日付け3文科初第2695号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、令和3年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、6月1日

から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催すること（令和4年文部科学省告示第23号）。

- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は

都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で

示すこと)

③ 採択地区変更に係る理由書

④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和4年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和4年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎			
		採択			△	△			△		
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

○文部科学省告示第七十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の特例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 松山 政司

1 総則

(高等学校教育の基本と教育課程の役割等)

- (1) 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款，第4款，第5款（3の(4)を除く。）及び第6款の規定にかかわらず，高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款から第6款まで（第2款の3の(1)，(2)，及び(3)のロ並びに5（3の(2)のアの(ウ)を除く。）を除く。）の規定によるものとする。

(福祉に属する科目)

- (2) 福祉に属する科目については，現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは，「福祉情報活用，福祉情報」とする。

(総合的な探究の時間)

- (3) 現行高等学校学習指導要領第2款及び第3款中「総合的な学習の時間」とあるのは，「総合的な探究の時間」とする。

(通信制の課程における教育課程の特例)

- (4) 通信制の課程における教育課程の特例については，次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の規定のうち「第1款から第6款まで（第4款，第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによる」の部分にかかわらず，現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款，新高等学校学習指導要領第1章第1款，第2款の1，2，3の(2)のアの(ウ)及び(5)から(7)まで（(7)のエの(ア)及び(イ)を除く。）並びに4並びに第3款から第6款まで並びにこの告示の第1項の(5)の規定によること。

イ 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の1から5までの規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(1)から(6)までの規定によること。この場合において，新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(3)中「理数に属する科目及び総合的な探究の時間」とあるのは，「総

合的な探究の時間」と読み替えるものとする。

(道徳教育に関する配慮事項)

(5) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等学校学習指導要領第1章第5款の3の(4)の規定にかかわらず、この告示の第1項の(1)から(4)まで並びに現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款に示す事項に加え、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」とし、第7款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは、「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

2 各教科等

(地理歴史)

(1) 地理歴史に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の2の(2)の(ア)の(ア)及び第4の2の(4)の(ア)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の3の(2)のウ及び第4の3の(2)のクのうち領土の画定に関する規定をそれぞれ適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第5の2の(1)の(ア)及び第6の2の(2)の(エ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第1の3の(2)の(ア)の(ア)及び第2の3の(2)の(ア)の(カ)のうち我が国の領域をめぐる問題に関する規定をそれぞれ適用するものとする。

(公民)

(2) 公民に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の2の(2)の(オ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の3の(3)の(カ)の(カ)のうち「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」に関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の2の(1)の(イ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の3の(2)の(エ)の(イ)の規定を適用するものとする。

(保健体育)

(3) 保健体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

(4) 芸術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(家庭)

(5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のAのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のAに関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のAに規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のAの(イ)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のAの(イ)に関する規定を適用するものとする。

(福祉)

(6) 福祉に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第8節の規定によることができる。

(体育)

(7) 体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第10節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

(8) 音楽に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章

第11節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定によることができる。

(美術)

(9) 美術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第12節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定によることができる。

(総合的な探究の時間)

(10) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第28号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）による改正後の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条に規定される総合的な探究の時間の指導に当たっては、新高等学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(特別活動)

(11) 特別活動の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。

附 則

- 1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。
- 2 平成31年3月31日以前に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認

定については，新高等学校学習指導要領第1章第1款，第2款及び第4款並びに第5章中「総合的な探究の時間」とあるのは，「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。